

## 1 庄内イン旅行商品・販売推進助成金／席助成

区分	宿泊地要件	経路	片道利用	往復利用
庄内イン旅行商品 [席助成]	山形県内宿泊1泊以上	庄内⇄羽田	5,000円/席	10,000円/席
		乗継利用	7,500円/席	15,000円/席

## 2 庄内アウト旅行商品・販売推進助成金／席助成

区分	助成要件	経路	片道利用	往復利用
庄内アウト旅行商品 [席助成]	おいしい庄内空港ファンクラブ 会員限定の旅行商品 往路は早朝便・増便を利用	庄内⇄羽田	5,000円/席	10,000円/席
		乗継利用	7,500円/席	15,000円/席

## 3 チャーター便旅行商品・販売推進助成金

区分	助成要件	片道利用	往復利用
チャーター便旅行商品 [席助成]	国内チャーター便 往路が庄内空港発の旅行商品 おいしい庄内空港ファンクラブ会員	5,000円/席	10,000円/席

### 【共通要件】

事前申請制（旅行催行後の申請はできません）

団体航空券の搭乗証明書等を提出すること。

令和6年4月1日以降に販売する旅行商品より助成対象とします。

予算の都合上、助成額が予算額に達した場合、助成金の交付を終了します。

庄内空港利用旅行商品造成支援助成金の助成要綱・詳細は  
こちらからご確認ください

<https://www.pref.yamagata.jp/337001/kurashi/kendo/kuukou/shounaikuukou/syo.html>

山形県ホームページ



お問合せ  
ご提出先

庄内空港利用振興協議会（事務局：山形県庄内総合支庁 総務課連携支援室）

住所／〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

TEL／0235-66-5442 E-mail／yshonairenkei@pref.yamagata.jp

## ■ 助成金交付申請の流れ

### 「旅行商品造成届」のご提出 (旅行会社⇒協議会)

- 旅行商品の造成が決まりましたら、事前に電話、メール等で協議会にご相談ください。
- 旅行商品を造成されましたら、**山形県電子申請サービス『やまがたe申請』**より申請してください。

#### 1 庄内イン旅行商品・販売推進助成金

やまがたe申請



#### 2 庄内アウト旅行商品・販売推進助成金

やまがたe申請



#### 3 チャーター便旅行商品・販売推進助成金

やまがたe申請



「旅行商品造成認定書」のお受け取り (協議会⇒旅行会社)

旅行商品の催行

### 「販売推進助成金交付申請書」のご提出 (旅行会社⇒協議会)

- 旅行催行後、下記書類を事務局までご提出ください。  
『販売推進助成金交付申請書』『団体航空券の搭乗証明書』

「助成金」のお受け取り (指定口座への振込)